「高難度新規医療技術」、「未承認新規医薬品等」及び「未承認新規医療機器等」を用いた医療に関する体制図

医療安全管理部

病　院　長

⑫病院長は報告を受けた場合、適当でないと判断したときは、再審査又は提供の停止を命じる

診療科長等

○申請前の検討

⑧医療の実施

必要に応じあらかじめ承認を得る

⑦センター長は決定した適否を通知

⑪定期・死亡例など必要に応じ通知

⑦センター長は決定した適否を通知

⑪定期・死亡例など必要に応じ通知

①申請

⑥センター長は適否の決定を通知

⑨診療科長等は定期的に報告

【担当部門】

高難度医療管理センター

②センター長は診療科長等からの申請を評価委員会に振り分ける

⑤センター長は評価委員会の意見を踏まえ提供の適否を決定する

⑩センター長は適切な手続きに基づく提供か定期的に確認

倫理委員会

化学療法プロトコル委員会

③意見聴取　④意見提出

③意見聴取　④意見提出

③意見聴取　④意見提出

【評価委員会】

高難度新規医療技術評価委員会

未承認新規医薬品等評価委員会

医薬品安全管理責任者

未承認新規医療機器等評価委員会

医療機器安全管理責任者

連絡先
医療支援課医療支援係
内　線　3008
e-mail：iji-shien@asahikawa-med.ac.jp